



今月の写真:

一目千本桜@白石川河畔

photo by Akiko Konno

今年の社員は「ETC型？」

◆「効率重視」で「コミュニケーション苦手」

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」が毎年決定している新入社員のタイプ名について、平成 22 年度の新入社員のタイプは「ETC 型」と発表されました。効率化を重視する一方で、人とのコミュニケーションが苦手な面があることから、高速道路を利用する際に料金所で停止することなく通過できるシステムの「ETC」になぞらえたとのことです。

◆上手に人材を育成するには

同研究会によると、厳しい就職戦線をくぐり抜けてきた今年の新入社員は、携帯電話などの IT 活用に長け、情報交換についても積極的と言われており、時間の使い方も効率的で物事をスムーズに進める特徴があるそうです。また、CO2 排出量削減など環境問題への関心も高い傾向があります。

しかし、ドライバーと徴収員との対話がなくなったように、効率性を重視するあまり人との直接的なコミュニケーションが不足する面もあります。打ち解けて心を開くまで時間が掛かるため、性急に関係を築こうとすると直前まで「心のバー」が開かないため、上司や先輩は「スピードの出し過ぎ」に注意する必要があります。

ただし、理解しようとするれば、仕事のスマートさや IT 活用の器用さなどのメリットも徐々に見えてくるため、ゆとりを持って接し、長く活躍できるようにうまく育てることが重要になるとのことです。

◆アルバイト時給上昇中？ ～要因に派遣法改正

アルバイトの時給アップの 1 つの要因に、「労働者派遣法の改正」が挙げられています。「登録型派遣」や「製造業務派遣」を原則として禁止する改正法が今国会で成立する可能性が高くなったことを受け、派遣社員を活用していた多くの企業で、改正を前に、派遣社員ではなくアルバイトなどの採用を優先する動きが出ているようです。しかし、派遣社員経験者はアルバイトよりも正社員を希望する人が多く、安定した仕事を求めている人をアルバイトとして雇おうとすると、時給を上げる必要があり、その結果、時給を押し上げる要因となっているようです。

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

写真の桜は、宮城県の桜の名所のひとつ、大河原の一目千本桜の一角で撮影したものです。おそらく県内で 1, 2 を争う程の人気スポットの為、毎年この季節はとても混雑するのですが、時間帯をずらして出かけるとゆったりと桜を愛でることができます。ちなみにこの桜は早朝 5 時～6 時台に撮影したものです。お酒も出店もない静かな「お花見」でしたが、朝の澄んだ空気の中に咲く満開の桜並木は夢のような光景でした。今年も開花が待ち遠しいですね。

労働時間等見直しガイドラインの改正
～厳しい時代、新入社員を迎える新年度、
私たちがもしっかり考えるときです～

◆4月1日から施行

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するため、「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の改正を行いました。改正されたガイドラインは4月1日から施行されています。以下では、このガイドラインの概要、改正内容のポイントをご紹介します。

◆「労働時間等見直しガイドライン」とは？

このガイドラインは、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(労働時間等設定改善法)に基づくもので、労働時間や年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応したもののへと改善するために、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。

◆「改正ガイドライン」のポイント

改正されたガイドラインでは、年次有給休暇について、企業に対して次のような制度的な改善を促すこととしています。

- (1) 労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。
- (2) 取得率の目標設定を検討すること。
- (3) 計画的付与制度(年次有給休暇のうち5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度)の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮すること。
- (4) 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るにあたっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討すること。

上記ガイドラインに法的な拘束力はなく、これを守らなかったからといって罰せられることはありませんが、企業としては、働きやすい環境を整えることにより、従業員の健康管理、モチベーション維持・アップに努めたいものです。

～雇用保険法が改正されました～

要件: 被保険者となるべき人の要件～31日以上

保険料: 雇用保険料弾力措置終了～元の保険料率へ

ハローワークで配布されているリーフレットを同封いたします。ご参考になさってください。

Kadota office.com 2010.04

#発行: 2010年4月10日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

☎ TEL: 022-271-6751 ☎ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

